

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○保安林の指定予定の通知（4件）（治山林道課）	1
公告	
○土地改良区の役員の就退任（2件）（農業基盤課）	2
○県営土地改良事業の計画の定め（〃）	2
○県営土地改良事業に係る換地計画の定め（〃）	2
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	2
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	2
○警備員等に係る検定の実施（2件）	4

## 告 示

### 高知県告示第95号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
安芸郡馬路村馬路字上ミ野1905の17
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字上ミ野1905の17（次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関

係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 高知県告示第96号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
吾川郡仁淀川町津江字ヲヲサコノウエ360の1から360の4まで、字タケヒノヂ363、364、365の1、365の2、字ナガヤブカゲ366の1、366の2、367の1から367の4まで、字中ナガヤブ379の1から379の3まで、380の1、380の2、381の1、381の2、字ウエナガヤブ388、389の1から389の4まで、392の1から392の3まで、393の1から393の3まで、字ウリギバタシタ394の1から394の6まで、395、396の1、字中ウリギ畑397の1から397の5まで、字ニホンゴク403の1、403の2、405の1、406の1、406の2、字ウリギバタ407の2、上名野川字ヤナギガウチ1320の1、1320の2、1320の5、1320の6、字シヤウジヤブ1321の7から1321の11まで、字ヲウチバ1325の3、字ナベラガウチ1326の2、字ヒノキヤズソ1381の1から1381の3まで、1382、字ケヤケガウチ1384、1385、1386の2、字カラタニズソ1387の1から1387の3まで、字ムノナロ1388の1、1388の3、1388の4、1388の6、字サクラノモト1389の3、1389の5、1389の6、1389の8、字ヲモダニ1390、1391、字カライケ1730の2、1730の3、1730の36
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字カラタニズソ1387の1・1387の3・字ムノナロ1388の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 高知県告示第97号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡越知町越知字一ノ宮丙691、丙692の1、丙718の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字一ノ宮丙691・丙692の1・丙718の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 高知県告示第98号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡越知町横島南字飛渡2844、2845、字大石ノ元3032
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字飛渡2844・2845・字大石ノ元3032（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
 公 告  
 -----

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市行川土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成31年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏 名 住 所  
 (退任)

理事 村田 和明 高知市行川 434番地  
 " 細木 義博 " " 467番地  
 " 中屋 邦雄 " " 1244番地2  
 " 細美 利明 " " 121番地2  
 " 吉本 章男 " " 271番地  
 " 吉本 恒雄 " " 1162番地  
 監事 和田 雅秀 " " 263番地  
 " 東村 泰明 " " 1101番地

(就任)

理事 村田 和明 高知市行川 434番地  
 " 細木 義博 " " 467番地  
 " 中屋 邦雄 " " 1244番地2  
 " 細美 利明 " " 121番地2  
 " 吉本 恒雄 " " 1162番地  
 " 佐々木英男 " 針原 621番地2  
 監事 和田 雅秀 " 行川 263番地  
 " 東村 泰明 " " 1101番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市寺地弥右衛門丸土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成31年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏 名 住 所  
 (退任)

理事 田内 正博 高知市比島町二丁目 10番17号  
 " 濱川 章一 " 札場 17番3号  
 " 田内 利季 " 比島町二丁目 12番17号

" 小松 繁雄 " 札場 9番16号  
 " 西本 雅彦 " 中水道 9番41号  
 " 島崎 幸雄 " 札場 16番24号  
 " 早崎 武夫 " 布師田 1218番地  
 監事 濱田 詮信 " 比島町三丁目 17番24号  
 " 宮田 義久 " 一宮西町三丁目 6番12号  
 " 山下 桂佐 " 弥生町 5番18号

(就任)

理事 田内 正博 高知市比島町二丁目 10番17号  
 " 濱川 章一 " 札場 17番3号  
 " 田内 利季 " 比島町二丁目 12番17号  
 " 小松 繁雄 " 札場 9番16号  
 " 森岡 督雄 " 新本町二丁目 4番31-2号  
 " 島崎 幸雄 " 札場 16番24号  
 " 早崎 武夫 " 布師田 1218番地  
 監事 濱田 詮信 " 比島町三丁目 17番24号  
 " 宮田 義久 " 一宮西町三丁目 6番12号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、県営土地改良事業（大峯池地区農村地域防災減災事業（ため池整備（用水施設）））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成31年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 縦覧に供する書類  
緊急耐震工事計画書の写し
- 縦覧期間  
平成31年2月19日から同年3月19日まで
- 縦覧場所  
土佐清水市役所
- その他

この土地改良事業の計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業の計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、土地改良事業の計画の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業安芸地区（六丁換地区）に係る換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成31年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 縦覧に供する書類  
(1) 換地計画書の写し  
(2) 現形図及び換地図
- 縦覧期間  
平成31年2月19日から同年3月19日まで
- 縦覧場所  
安芸市役所
- その他  
この換地計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。  
また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成31年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成30年6月13日 30高東土第612号	香南市野市町西野字 チノ丸745番3ほか 4筆	香南市野市町西野 2043番地1 株式会社竹内不動 産 代表取締役 竹内 孝兵

-----  
 公安委員会告示  
 -----

高知県公安委員会告示第1号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成31年2月19日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

- 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所  
(1) 警備業務の区分  
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業

<p>務」という。)</p> <p>(2) 種別</p> <p>ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)</p> <p>イ 講習規則第6条第1項の講習(以下「追加取得講習」という。)</p> <p>(3) 実施期日</p> <p>ア 新規取得講習 平成31年5月7日(火)から同月16日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の8日間</p> <p>イ 追加取得講習 平成31年5月13日(月)から同月16日までの4日間</p> <p>(4) 実施場所 吾川郡いの町天王北一丁目14番地 高知県立高知青少年の家</p> <p>2 受講者定員 受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。</p> <p>(1) 新規取得講習 25人 (2) 追加取得講習 5人</p> <p>3 受講資格者</p> <p>(1) 新規取得講習 受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>ア 最近5年間に1号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定</p>	<p>する1級の検定(1号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>(2) 追加取得講習 受講申込み時において、1号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。</p> <p>4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法</p> <p>(1) 受講希望の事前申込方法</p> <p>ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号LSビル3階。以下「高知県警備業協会」という。)で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込書」という。)により事前申込みを行うこと。</p> <p>イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ(ファクシミリ番号088-871-4760)により行う。</p> <p>ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。</p> <p>(2) 事前申込みの受付期間</p> <p>ア 平成31年4月1日(月)及び2日(火)の午前9時から午後4時までの間とする。</p> <p>イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。 なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。</p> <p>(3) 受講予定者の確定方法</p> <p>ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。</p> <p>イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成31年4月3日(水)に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。</p> <p>ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書(以下「受講申込確認書」という。)の交付を受けること。</p> <p>5 受講申込手続 受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。</p> <p>(1) 受講申込書等の提出期間 平成31年4月8日(月)から同月10日(水)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。</p>	<p>(2) 受講申込書等の提出先 高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 受講申込書(講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)を貼り付けたもの) 1通</p> <p>イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通</p> <p>(ア) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>(イ) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 3の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し</p> <p>(オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通</p> <p>エ 受講申込確認書 1通</p> <p>(4) 受講申込書等の提出方法 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。</p> <p>6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法 講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては47,000円、追加取得講習にあつては23,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。 なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p> <p>7 講習の委託 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先</p> <p>(1) 高知県警備業協会(電話番号088-824-3404)</p> <p>(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業務係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備業担当係</p>
---	---	---

**高知県公安委員会告示第2号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成31年2月19日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級  
施設警備業務 2級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
  - (1) 検定の実施日及び開始時間  
平成31年5月22日（水）午前9時
  - (2) 検定の実施場所  
高知市春野町芳原2485番地  
高知県立春野総合運動公園陸上競技場
- 3 検定の実施予定人員  
30人
- 4 受検資格者  
高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。
- 5 検定の方法  
学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
    - エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
    - イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続  
検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。
  - (1) 検定の申請の受付期間  
平成31年4月15日（月）から同月19日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。
  - (2) 検定申請書等の提出方法  
検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出す

ること。

なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

- (3) 提出書類等
  - ア 検定申請書 1通
  - イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）
  - ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚
- (4) 受検対象者の確定方法  
受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。
- (5) 受検票の交付  
受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。
- 7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法  
検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。  
なお、納付された検定手数料は、返還しない。
- 8 検定の実施に関し必要な事項
  - (1) 受検時の服装  
警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。
  - (2) 持参品
    - ア 受検票
    - イ 筆記用具
    - ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽
    - エ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）
- 9 検定の実施に関する問い合わせ先  
高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係

**高知県公安委員会告示第3号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成31年2月19日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級  
雑踏警備業務 2級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
  - (1) 検定の実施日及び開始時間  
平成31年6月6日（木）午前9時
  - (2) 検定の実施場所  
徳島県徳島市山城町東浜傍1番地1  
アスティとくしま
- 3 検定の実施予定人員  
10人
- 4 受検資格者  
高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。
- 5 検定の方法  
学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 雑踏の整理に関すること。
    - エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 雑踏の整理に関すること。
    - イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続  
検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。
  - (1) 検定の申請の受付期間  
平成31年4月22日（月）から同月26日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。
  - (2) 検定申請書等の提出方法  
検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。  
なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。
  - (3) 提出書類等
    - ア 検定申請書 1通
    - イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に

<p>属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）</p> <p>ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚</p> <p>(4) 受検対象者の確定方法 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。</p> <p>(5) 受検票の交付 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。</p> <p>7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法 検定を受けようとする者は、検定手数料として、13,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。 なお、納付された検定手数料は、返還しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項</p> <p>(1) 受検時の服装 警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。</p> <p>(2) 持参品 ア 受検票 イ 筆記用具 ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽 エ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）</p> <p>9 その他 この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。</p> <p>10 検定の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係</p>	
--	--